

沖ト協発第230号
平成31年3月25日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

商法改正に伴う「標準貨物自動車運送約款等」の一部改正について
(※重要)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、商法及び国際海上物品運送の一部を改正する法律の施行に伴い、標準貨物自動車運送約款につきましても新商法の内容を反映した約款に移行する手続き等が各対象ごとに必要となります。(改正部分は別紙「標準貨物自動車運送約款等の改正概要」のとおり)

つきましては、下記のとおり変更届出又は、認可申請等を沖縄総合事務局陸運事務所へご提出をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正は新商法にあわせた文言の修正や項目の追加がされております。また、新標準運送約款への移行に係る手続き(書式)等は、沖縄県トラック協会HPや全日本トラック協会HP、国交省HPからダウンロードできます。

敬具

記

【1. 平成29年11月の改正後の標準貨物自動車運送約款等を使用する手続き(運賃及び待機料金等の届出)をしている事業者が新商法を反映させた標準貨物自動車運送約款等(以下「新標準約款」を使用する場合)】

・主たる事務所、その他営業所に新標準約款を掲示する

【2. 平成29年11月の改正前の旧標準貨物自動車運送約款等(以下「旧標準約款」)を使用する手続き(認可申請)をしている事業者が新標準約款を使用する場合】

・運賃及び料金の変更届出を行う

・主たる事務所、その他営業所に新標準約款を掲示する

裏に続く

【3. 旧標準約款を使用する手続き（認可申請）をしている事業者が商法の改正のみを反映させた約款を使用する場合】

- ・ 沖縄総合事務局陸運事務所に商法の改正を反映させた約款を作成し、認可申請を行う
- ・ 主たる事務所、その他営業所に認可を受けた約款を掲示する

※ただし、平成30年12月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行後は、運賃と料金を区分して收受する旨を含まない約款は原則として認可しないこととしております。旧運送約款を引き続き使用したい事業者は、上記の手続きに加え、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要がございます。

【4. 平成29年11月の改正に伴う手続きを行っていない事業者が新標準約款を使用する場合】

- ・ 運賃及び料金の変更届出を行う
- ・ 主たる事務所、その他営業所に認可を受けた新標準約款を掲示する

【5. 平成29年11月の改正の趣旨を含む独自約款を使用している事業者が新標準約款を使用する場合】

- ・ 主たる事務所、その他営業所に新標準約款を掲示する

【6. 平成29年11月の改正の趣旨を含む独自約款を認可を受けて使用している事業者が改正後の商法を反映させた独自約款を使用する場合】

- ・ 沖縄総合事務局陸運事務所に認可申請を行う
- ・ 主たる事務所、その他営業所に認可を受けた約款を掲示する

※約款の認可申請書及び料金の届出書の提出先は沖縄総合事務局 陸運事務所へ提出。

※「旧運送約款を使用する認可申請を行っている事業者」及び「未手続の事業者」につきましては、この文書とは別に沖縄総合事務局からの「通知文書」を发出致します。

以上

【お問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部：098-866-0031
（諸手続き関係）陸上交通課（内線85364）
（行政処分関係）監査指導課（内線85402）

（公社）沖縄県トラック協会：098-863-0280
適正化事業課

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条第 3 項に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款のうち、以下の約款について、商法（明治 32 年法律第 48 号）の改正に伴う所要の改正を行う。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「標準運送約款」）
- ・標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・標準引越運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越約款」）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越約款」）

2. 改正内容

（1）電磁的方法による送り状の提供（改正商法第 571 条関係）

荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕標準運送約款第 8 条、宅配便約款第 3 条

（2）危険物に関する通知義務（改正商法第 572 条関係）

荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対して、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないことが新たに規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 15 条

（3）運送賃の請求権（改正商法第 573 条関係）

運送品が不可抗力によって滅失したときに加え、運送品が不可抗力によって損傷したときについても、運送人は運送賃を請求できないこととされたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 35 条

（4）運送人の損害賠償責任（改正商法第 575 条関係）

損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が明確化されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 39 条、宅配便約款第 21 条、引越約款第 22 条

（5）損害賠償の額（改正商法第 576 条関係）

運送品が滅失又は損傷した場合の損害賠償の額については、引渡しがされるべき地及び時における運送品の価格によって定めることとされたことを踏まえ、損害賠償額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 47 条

(6) 高価品に関する特則の適用除外 (改正商法第 577 条関係)

運送委託時に通知のなかった高価品の滅失等に関して運送人が免責される旨の規定について、①運送契約の締結の当時、運送人が運送品を高価品であると知っていた場合、②運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着が生じた場合、には適用されない旨条文上明確化されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 45 条

(7) 運送品の供託・競売等 (改正商法第 582・583 条関係)

運送品を競売する場合の手続について、損傷等による価格の低落のおそれがある運送品については、運送品の処分につき指図すべき旨の催告なく競売に付することができる旨規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

また、貨物の寄託・供託・競売・任意売却を行った際の通知先について、商法の規定にない、荷受人を確知することができない場合は「荷送人」、荷受人が受取を拒む場合等は「荷送人及び荷受人」に通知すべき旨明確化を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 23 条～第 26 条

(8) 荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失 (改正商法第 581 条関係)

貨物が到達地に到着し、又は貨物の全部が滅失した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人はその権利を行使することができないこととされたことを踏まえ、貨物の処分権に係る規定について、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 27 条、宅配便約款第 15 条、引越約款第 13 条

(9) 裁判上の請求がない場合の責任の消滅 (改正商法第 585 条関係)

運送人の責任の消滅時効に関する規定について、①運送品の受取の日から 1 年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅し (除斥期間)、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができることと改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 49 条、宅配便約款第 27 条、引越約款第 27 条

(10) 貨物引換証 (現行商法第 571～575 条、第 584 条)

貨物引換証に関する規定が削除されたことを踏まえ、関連規定を改正又は削除することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 13 条、第 21 条

(11) その他所要の改正 (表現の適正化等)

3. スケジュール

施行：平成 31 年 4 月 1 日